

実習についてのお知らせ

【生活科学専攻 養護教諭コース】

生活科学科生活科学専攻養護教諭コースでは、養護教諭二種免許状を取得する場合、教育職員免許法施行規則第九条に基づき、小学校での教育実習及び病院等での臨床実習を行います。

実習に関する守秘義務の遵守、教員として必要な感染症対策（予防接種等）を、原則として本学の指示に従い行っていただくことになりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【専攻科養護教諭専攻】

専攻科養護教諭専攻では、養護教諭一種免許状を取得する場合、教育職員免許法施行規則第九条に基づき、中学校での教育実習及び病院等での臨床実習を行います。

実習に関する守秘義務の遵守、教員として必要な感染症対策（予防接種等）を、原則として本学の指示に従い行っていただくことになりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【こども教育専攻・専攻科こども教育学専攻】

こども教育学科では、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を取得する場合、教育職員免許法施行規則第二条、厚生労働省が規定する指定保育士養成施設の指定及び運営の基準に基づき、幼稚園、保育所、児童福祉施設等での実習を行います。児童福祉施設等での実習は宿泊を伴う場合もあります。

実習に関する守秘義務の遵守、保育者として必要な感染症対策（予防接種等）を、原則として本学の指示に従い行っていただくことになりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【柔道整復専攻】・【柔道整復専攻（二部）】

柔道整復専攻・柔道整復専攻（二部）では、柔道整復師学校養成施設指定規則 第二条三号 別表第一に規定されている「臨床実習」を実施しております。

患者に対しての守秘義務と、時間割外授業においてその旨をご理解いただき、臨床実習の誓約書等を提出していただくことになりますので、よろしくお願い申し上げます。誓約書は後日郵送いたします。

なお、臨床実習は本学カリキュラムに含まれており、養成施設卒業のための必修科目となっております。

臨床実習・学内実習においては医療従事者に適した専攻指定の服装（白衣・シューズ）および身だしなみ（頭髪・ひげなど）で参加していただきます。

【臨床検査専攻】

臨床検査専攻では、臨床検査技師学校養成所指定規則 第二条三号 別表第一に規定されている「臨地実習」を3年次に実施しております。

学外の病院等において約3か月間実習を行います。実習中・実習後の患者に対する守秘義務の遵守、学外への通学および病院スタッフとして必要な感染症対策（予防接種等）を本学の指示に従い行っていただくことになりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、臨地実習は本学カリキュラムにおいて必修科目となっておりますので、卒業するためには履修し、実習の指導を受け、合格する必要があります。

また、学内実習においては心電図や超音波検査等を教員の指導監督の元、学生相互に検者、被検者となって行いますのでご了承願います。